

小都市会計年度任用職員（日額） 職種一覧表

職名(必要資格)	職務内容	勤務時間など	報酬	申込・問合せ先
1. 事務補助 (必要なし)	一般事務の補助、パソコンでの資料作成、封入作業など (勤務地：市役所、出先機関)	9時～17時 (7時間 15分) ※業務により異なる	日額 6,686 円	人事法制課人事係 (本館 2 階) 72-2111(内線 212)
2. 特別支援 教育支援員 (必要なし)	特別な支援を必要とする児童生徒に対する学校生活上の介助、学習活動上の支援 (勤務地：市内小・中学校)	週 28 時間の範囲内	時給 943 円	学校教育課学校教育係 (西別館 3 階) 72-2111(内線 512; 513)
3. 保健師 (保健師免許・ 看護師免許)	成人保健業務 ・特定健康診査 ・特定保健指導など (勤務地：あすてらす)	①8 時半～12 時 15 分 (3 時間 45 分) ②13 時～17 時 (4 時間) ③8 時半～16 時半 (7 時間 15 分) ※業務により異なる	日額 ①4,267 円 ②4,551 円 ③8,250 円	健康課（総合保健福祉 センターあすてらす 内） Tel 72-6666 3・4・5 健康課健康推進係 (内線 733, 734)
4. 管理栄養士 (管理栄養士 免許)			日額 ①4,154 円 ②4,431 円 ③8,031 円	
5. 歯科衛生士 (歯科衛生士 免許)		9 時～17 時 (7 時間 15 分)	日額 7,809 円	
6. 助産師 (助産師免許・ 看護師免許)	母子保健業務 妊娠中や子育て中の方の健康管理 や出生後の育児や生活についての 個別相談 (勤務地：あすてらす)	月曜日 ①9 時～17 時 (7 時間 15 分) ②8 時半～16 時半 (7 時間 15 分) ③9 時～12 時 15 分 (3 時間 15 分) ④13 時～17 時 (4 時間) ※業務により異なる	日額 ①②8,250 円 ③3,698 円 ④4,551 円	6 健康課母子保健係 (内線 735) ※4 月 1 日からの任用 を希望する場合、 <u>2 月 3 日(金)までに 申込み</u>
7. 幼稚園教諭 (幼稚園教諭 免許)	幼稚園教諭 (勤務地：小郡幼稚園)	月～金曜のうち、 8 時半～12 時半 など ※日数・時間は要相談	日額 4,033 円 ※4 時間勤務 の場合	保育所・幼稚園課保育 支援係 (あすてらす内) Tel 72-6666 (内線 722, 723)
8. 保育士・幼稚 園教諭(預かり 保育) (保育士資格また は幼稚園教諭免 許)	保育業務(預かり保育など) (勤務地：小郡幼稚園)	月～金曜のうち、 14 時～18 時 長期休業中は、 8 時～18 時のうち、 4 時間程度勤務 ※日数・時間は要相談	日額 4,003 円 ※4 時間勤務 の場合	
9. 保育所保育士 (保育士資格)	保育所での保育業務 (勤務地：御原保育所、三国保育 所、大崎保育所)	月～土曜のうち、各園 の開所時間の範囲で 勤務 ※日数・時間は要相談 【各園開所時間】 御原：7 時半～19 時 三国：7 時～19 時 大崎：7 時 20 分～19 時	日額 7,515 円 ※7 時間 15 分 勤務の場合 4,146 円 ※4 時間勤務 の場合	

※職種や業務内容によって、勤務時間、報酬等が異なります。詳細は、各担当課までお問い合わせください。

令和5年度 会計年度任用職員（日額） 登録を募集しています!!

令和5年1月4日から登録受付

【本市では、様々な人材を求めています！】

- ・パソコンは苦手だけど、人と話すことや接客が得意な方
- ・接客は苦手だけど、パソコン作業や単純作業が得意な方
- ・月2、3日程度でいいから働きたいと思っている方

小都市外にお住まいの方も応募可能です！

関心のある方は、ぜひ、お問い合わせ下さい！！

小都市

勤務条件 等

●任用期間

令和5年4月1日から年度を超えない範囲で、必要に応じて任用します。

※任用は業務発生状況により、随時行いますが、任用されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●募集職種

事務補助、特別支援教育支援員、保健師、管理栄養士、助産師、保育士、幼稚園教諭

※業務内容は、裏面の職種一覧表を参照ください

●勤務日・勤務時間※職種や業務内容によって異なります

◇勤務日：原則、土、日、祝日を除く平日

◇勤務時間：最長1日7時間15分

●勤務場所

市役所および出先機関、市内小・中学校、幼稚園・保育所

●報酬

裏面の職種一覧表をご覧ください。

※別途、通勤費を支給します

●保険等

長期間の任用の場合は、社会保険・雇用保険に加入する場合があります。また、労働者災害補償保険または公務災害に係る補償が適用されます。

○社会保険加入条件(厚生年金・健康保険に加入します)

次の①または②のいずれかに該当する場合に加入となります。

①所定の勤務時間が週29時間を超える場合で、2か月を超えて任用される場合

②所定の勤務時間が週20時間以上で、月額88,000円以上で任用期間が2か月を超えて任用されること

○雇用保険加入条件

所定の勤務時間が週20時間以上で、31日以上任用される場合

登録手続き、諸注意 等

●登録方法

「会計年度任用職員登録票兼履歴書」を持参(郵送不可)

※事務補助のみ、電子申請での申込みも受け付けます(右のQRコードから)

◇提出先：職種一覧表に記載する各担当課

※登録の際に、登録票兼履歴書の内容を確認させていただきます

事務補助
登録申込み
フォーム



1月4日から申込可

●登録期間

4月1日～翌年3月31日(年度ごとの登録です)

※登録期間終了後も継続して登録を希望される場合は、再度登録票兼履歴書を提出してください

●会計年度任用職員登録票兼履歴書の取扱い

申請受理後の登録票兼履歴書は返却しませんので、あらかじめご了承ください。申請書の個人情報は、法令等に定めがある場合を除き、会計年度任用職員の任用以外には使用しません。

●勤務にあたっての注意事項

会計年度任用職員には、正規職員と同様に、地方公務員法に定める以下の服務が適用されます。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限

なお、営利企業への従事等の制限の対象外となるため、兼業は可能です(別途、届出が必要です)。